

平成28年5月2日

熊本県での現況届の取扱いについて

このたびの熊本地震により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、農業者年金の受給権者の皆様には、通常、現況届を6月1日から6月30日までの間にご提出頂くこととなっておりますが、熊本地震が特定非常災害として指定されたことに伴い、

熊本県内にお住まいの受給権者の方については、

今回の現況届の提出は、平成28年7月29日までで良いこととされました。

なお、6月末までに現況届用紙がお手元に届かない場合につきましては、代替りの現況届用紙がありますので、農業委員会にお問い合わせくださるようお願いいたします。

また、被災により現況届の提出が困難又はお住まいの住所地にある農業委員会の体制が整っていない等の事情により、平成28年7月29日までに現況届が提出できない場合であっても、直ちに年金のお支払いを差し止めることはありませんので、ご安心下さい。

独立行政法人農業者年金基金